

## 産業医等活動保険のご案内

(賠償責任保険普通保険約款 + 嘱託医業務特別約款)

医師賠償責任保険任意付帯オプション

この保険は慶應義塾大学医学部三四会の医師賠償責任保険(勤務医師賠償責任保険もしくは診療所賠償責任保険)に加入していることが加入条件となります。団体契約のみの専用補償です。

## 保険期間

2026年 4月1日 午後4時から  
2027年 4月1日 午後4時まで

## 申込締切日

2026年 2月28日

被保険者の日本国内における産業医・学校医等の嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。医師賠償責任保険では補償されない産業医等の活動のリスクに備えられます。

例えば… 以前から狭心症がある従業員Aに対して、建設現場での高所作業を行って良いかの判断を求められ「就業不可」と回答した。後日、従業員Aが「高所作業ができないこと」を理由に勤務先の企業から解雇された。従業員Aより、自身が解雇され不利益を被ったのは産業医の回答によるものであるとして、産業医個人が賠償請求を受けた。 等

## お支払いする保険金

## 法律上の損害賠償金

法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金  
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

## 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含まれます。)

## 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

## 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

## 協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

## 保険金のお支払い方法

・法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

・法律上の損害賠償金以外の上記の費用については、原則としてその全額がお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)

ただし、争訟費用については、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。

## 対象となる活動

日本国内における所定の法令によって定められた次の嘱託医としての業務

- 産業医(事業場の規模にかかわらず、同様の業務を行う者を含みます。)
- 健康管理医
- 学校医
- 保育所等の嘱託医

## 医療業務

YES

医師賠償責任保険

NO

医師賠償責任保険の対象外  
(嘱託医としての業務)

産業医等活動保険

## 支払限度額・保険料表

保険期間：1年間

支払限度額	1請求	1億円
	保険期間中	3億円
保険料(一時払)		5,000円

※中途加入をご希望の場合は代理店までお問い合わせください。

※免責金額(自己負担額)は0円です。

※日本医師会A会員の先生はご加入いただけません。代理店までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

# 保険の対象となる方(被保険者)について

## 1. ご加入者(この保険に加入のお申込みをいただける方)

慶應義塾大学医学部三四会の会員

## 2. 保険の対象となる方(被保険者)について

慶應義塾大学医学部三四会員向け **団体医師賠償責任保険**にご加入の医師本人

※加入依頼書等に記載の「保険の対象となる方(被保険者)」欄にお名前を記載された方をいいます。

### ❗ ご注意

- 慶應義塾大学医学部三四会の会員以外の方は、この保険に加入することができません。
- 個人立の病院・診療所の開設者の方は、この保険に加入することができません。
- ご加入後、加入内容変更や脱退(開業した場合等)を行う際には、変更日・脱退日より前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。

## ❗ 開業を予定されている先生方へのご注意

本保険は勤務医師個人としての産業医等の業務の遂行に起因して発生した不測の事故についての法律上の賠償責任を補償する保険契約です。勤務医師の方が開業される場合は契約内容の変更手続きが必要ですので事前に代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

## ■ 産業医等活動保険 補償の概要等

保険期間：1年

### 産業医等活動保険

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「支払限度額・保険料表」等をご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
産業医等活動保険(嘱託医業務特別約款) + 勤務医師担保特約条項	被保険者の日本国内における産業医・学校医等の嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。	<p>1. この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <p>① 法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用や訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)</p> <p>③ 損害防止軽減費用 事故*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④ 緊急措置費用 事故*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>*1 嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故をいいます。</p> <p>2. 保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 &gt; 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ 損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保険契約者または被保険者の故意</li><li>・地震、噴火、洪水、津波または高潮</li><li>・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議</li><li>・被保険者と他人との特別な約定によって加重された賠償責任</li><li>・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任</li><li>・被保険者と同居する親族に対する賠償責任</li><li>・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任</li><li>・排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任</li><li>・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険契約締結時に事故の発生を知っていた場合(知っていたと合理的に推定される場合も含みます。)</li><li>・その事故</li><li>・医療行為</li><li>・自動車、原動機付自転車、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任</li><li>・故意または重過失による履行不能または履行遅滞</li><li>・産業医等の嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、産業医等の嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または産業医等の嘱託医としての業務に関する対価の返還</li><li>・嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為</li><li>・被保険者の支払不能または破産</li><li>・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示</li><li>・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動</li><li>・被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する賠償責任</li><li>・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(過失犯を除きます。)</li><li>・またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)</li><li>・行った行為(不作為を含みます。)</li><li>・に起因する賠償責任</li><li>・特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任</li><li>・業務の結果を保証することにより加重された賠償責任</li><li>・他人の財物の紛失、盗取または詐欺に起因する賠償責任</li></ul>

# 産業医等活動保険 ご注意事項

## もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

## ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## 示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置ください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## 保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## ご加入の際のご注意

### ●告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

### ●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故・事由について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

### ●通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

### ●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

### ●保険料の決定の仕組み

保険料は加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

### ●保険料の払込方法

払込方法・払込回数についてはパンフレット等をご確認ください。

### ●加入者証

ご加入後、1か月経過後も加入者証が届かない場合は、代理店、または引受保険会社にお問い合わせください。加入者証が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

### ●代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

### ●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人 \* 1またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

\* 1 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

### ●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効となります。

以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入の目的を目的として損害を生じさせた場合

・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

※このパンフレットは産業医等活動保険の概要をご紹介します。詳細は、引受保険会社から契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。なお、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他ご不明な点がございましたら代理店または引受保険会社にご相談ください。

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

ナビダイヤル。IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

# お申し込み方法

「ご注意事項」を必ずご確認ください。

申込締切日	2026年2月28日まで（中途加入をご希望の場合は代理店までご連絡ください。）
保険料の払込方法	<p>下記口座へ保険料のお振込みをお願いいたします。恐れ入りますが振込手数料はお客様にてご負担願います。</p> <p>【銀行支店名】三井住友銀行 三田通支店 【口座番号】普通預金8207010 【名義人】か)ケイオウカクゴ1ツギキョウカイ 林ノグチ</p> <p><b>ご注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ご加入者氏名(フルネーム)でお振込みください。</li><li>■お支払い方法は振込のみとなります。</li><li>■領収証の発行は行っておりません。金融機関の振込明細書、もしくは払込完了画面をもって領収証に代えさせていただきます。</li><li>■インターネットバンキングご利用で口座名の字数が足りない場合は、か)ケイオウカクゴ1ツギキョウカイでお手続きください。</li></ul>
ご加入方法	<p>新規・更新をご希望の方は、「産業医等活動保険 加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ「(株)慶應学術事業会」へご提出ください。</p> <p><b>※更新の方も必ずご提出ください。</b></p> <p>▼提出方法 デジタルカメラ・スマートフォンなどで書類を撮影し、保存した画像ファイルをhoken@keioae.comへメール添付でご提出いただくか、右記の二次元コードまたはURLよりアップロードする方法でご提出ください。</p> <p><a href="https://pro.form-mailer.jp/lp/c5a4119c136439">https://pro.form-mailer.jp/lp/c5a4119c136439</a></p> 

※産業医等活動保険加入依頼書のご提出と保険料のお振込みをもちまして、加入完了となります。お申込締切日を過ぎてしまいますと、保険の開始が遅れる場合がございます。  
※加入者票は2026年5月中旬頃までに保険会社よりご自宅へ郵送されます。届かない場合は慶應学術事業会までお問い合わせください。勤務医師賠償責任保険加入者証とは別郵送となります。

■この保険は、慶應義塾大学医学部三四会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として慶應義塾大学医学部三四会が有します。

## 《お問い合わせ先》

代理店

株式会社慶應学術事業会

住所：〒108-0073 東京都港区三田3-2-3 万代三田ビル4階

TEL：03-3453-3846(慶應義塾内線22486)（受付時間：平日午前8時30分～午後5時）

Mail：hoken@keioae.com

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部 文教公務室

住所：〒102-0075 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10F

TEL：03-3515-4133（受付時間：平日午前9時～午後5時）

## 《事故時の連絡先》

代理店

株式会社慶應学術事業会

TEL：03-3453-3846(慶應義塾内線22486)

(受付時間：平日午前8時30分～午後5時)

HP：<https://www.keio-ins.com>

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

TEL：0120-720-110

(受付時間：24時間365日)

<2026年4月1日以降始期契約用>

25TX-004268 2025年12月